

学生生活を守るために

薬物乱用

薬物の乱用とは、医薬品を医療目的から逸脱して使用すること、あるいは医療目的でない薬物を不正に使用することをいいます。下にあげた薬物は医療目的以外で1回でも使用すれば「乱用」にあたり、大学としての処分だけではなく、社会的にも覚醒剤麻薬取締法等により厳重に処罰されます。

- 覚せい剤
- マリファナ
- 大麻
- LSD
- ヘロイン
- コカイン
- MDMA(エクスタシー)
- 向精神薬
- シンナー

これらの薬物の他に合法ドラッグ(違法ドラッグ・脱法ドラッグ)があります。合法ドラッグも同様です。

合法ドラッグとは

- 合法ドラッグとは、麻薬や覚せい剤には指定されていませんが、それらと似た有害性があり、呼吸困難や場合によっては死に至る危険な薬物です。
- 規制を逃れるため、アロマやお香・ハーブなど用途の違う販売方法で売られているなど、身近な所に危険が迫っています。

合法ドラッグがなぜいけないのか

- 合法ドラッグを使うと「ドラッグ全般の抵抗感が薄れる」「より強い刺激や快楽を求める」「麻薬や覚せい剤の売買関係とつながりができ抜け出せなくなる」など麻薬や覚せい剤へ移行していきます。
- 習慣性があり「一度だけなら」と思ってもまた使いたくなり自分ではコントロールができません。
- 法律が年々強化され、以前は処罰されなかった薬物も所持しているだけでも罰せられるようになってきており、「自分は知らなかった」では済まされません。

絶対に手を出さないようにしましょう。

薬物乱用ダメ。ゼッタイ。

薬物の乱用が心身におよぼす影響

脳の委縮	記憶力が低下する。
精神障害	幻覚や妄想がおこり性格が変容する。
集中力の低下・不眠	脳が興奮状態になり、集中力の低下や不眠になる。
肝機能障害	薬物を分解するために肝臓に負担がかかり、肝機能障害がおこる。
手足の震え	薬物が神経に作用し、運動障害がおこる。



交通事故防止

飲酒運転は重大な犯罪です。

「飲んだら乗るな、飲むなら乗るな」

まず、皆さんは、千葉県は全国でも交通事故による死者数が常に上位に入る交通事故ワースト県であることを忘れないでください。また、交通死亡事故の特徴としては、以下のようなことがみられるので、特に注意してください。

【交通死亡事故の特徴】

- **無謀、悪質な違反者やシートベルト非着用者による死亡事故**
スピードの出しすぎや飲酒運転等の無謀、悪質な違反者による事故とシートベルト非着用者の事故が目立っています。
→シートベルトは必ず締めて運転すること
- **高齢者(65歳以上)が歩行中にある事故が多発**
高齢者の交通事故による死者は、毎年2,500名弱あり、全体の5割以上を占めています。特にその大半は歩行中の事故です。
→運転中、高齢者と思われる歩行者等を発見したら、安全を確認した上で徐行あるいは停止するよう心がけること
- **夕暮れ時の事故が多発**
夕暮れ時(18時~20時頃にかけて)に発生する事故が多発しており、半数以上は人対車の事故です。
→運転するときは、早めのライト点灯と、歩行時には運転者から認識しやすい服装に心がけること

さまざまな悪徳商法について

最近、さまざまな手口による悪徳商法が横行しており、特に皆さんのような大学生が被害者となるケースが増えています。そのような被害にあった場合、後述するクーリングオフ制度の利用も大きな助けとはなりませんが、すべてがこれで解決できるわけではありません。要は、そのような悪徳商法の手口をあらかじめ知り、これらに騙されないよう日頃から注意することが一番です。以下、最近目立っている悪徳商法の分類と手口等について説明しておきます。

<内職商法>

「在宅サイドビジネスで高収入を」とか、「資格・技術を身につけて在宅ワーク」と勧誘し高額な教材や受講料を請求する形態。

<求人商法>

「展示会での販売アシスタント」など求人広告を装い募集し、応募者に対して「仕事に必要な」という名目で商品の購入を迫る形態。

<モニター商法>

「〇〇のモニターに選ばれました」などといって、化粧品などを高額で購入させられる形態。

<ネガティブ商法>

申し込んだ覚えがない商品が送られて、後日その代金が請求される形態。

<ネズミ講>

いわゆる無限連鎖講といわれるもので、最も典型的な悪徳商法のひとつ。加入者が次々と新たな加入者を勧誘していくもので、最近ではインターネットを利用したものが多く見られる。なお、無限連鎖講の防止に関する法律によって、加入を受けた者も罰せられる場合がある。

<その他の悪徳商法>

「マルチ商法」「かたり商法」「アンケート商法」等

防犯意識を持ちましょう

東金市は近郊農村都市ではありますが、最近では、地域の別なくさまざまな犯罪の被害に遭遇する危険が増加しています。万一のことを日頃から考えて防犯意識を持つことは非常に大切なことです。また、特に女子学生の中にも親元を離れて初めて一人暮らしする学生も多いことから、以下のような点に注意しながら、安全で快適な学生生活が送れるようにしましょう。

通学路等での注意

- あらかじめ、通学路やアルバイト先の往復路における暗い箇所や人通りが絶える地点を知っておくこと。逆に、コンビニなど、いざというときに多数の人がいる店舗等の場所を調べておきましょう。
- 特に夜間の一人歩きは可能な限り避けてください。女子学生の場合は、さらに防犯ブザー等の携行も効果的。貸し出し用防犯ブザーが学生課にあります。ご利用ください。

アパート生活での注意

- 入り口の鍵は、外出の際はもちろん、在室中でも必ず施錠する。特に自分では出かける際に施錠した筈なのに、帰宅してみると鍵が掛かっていなかったような場合は、単に「うっかり閉め忘れたかも?」などと思わずに確認してください。
- 訪問者があった際は、必ずドアを開ける前に氏名や用件を確認しましょう。
- 外出時はもちろん、就寝時等には窓もしっかり施錠しましょう(高層階であっても同様)。
- 女子学生の場合は、洗濯物の干し方に注意しましょう。
- 据え置き型電話を利用する場合に、普段聞きなれない雑音や受信・送信時の不自然な信号音などが聞こえたような場合は、注意してください。

これらは、防犯上注意すべき点のほんの一例です。これらのことで不安があったりした場合には、学生課まで相談に来てください。



防犯パトロール隊

飲酒について

飲酒をめぐって不幸な事故を起こさないためにも以下について遵守すること。

- ① 未成年者は飲酒しない
- ② 未成年者への飲酒を絶対にすすめない
- ③ 未成年でなくとも飲酒の強要はしない
- ④ イッキ飲みの強要はしない

学内での飲酒禁止 学内での飲酒が判明した場合は、大学より厳重な処罰を下します。

災害時の対処について

私たちの生活環境において、危険なことが多数あります。地震、台風、自然災害等、その種類は無数にあげられます。特に地震については、いつどこでどのように発生するか予知が非常に難しいものです。もし、このような事態になった場合、身を守るためにどのように行動し、どのように避難すればよいのか、しっかりとした心構えで対処するよう平日頃から備えをしておきたいものです。

学内で地震が起きたときは？

<教室内>

- 机の下に頭を保護するようにもぐる。
- 担当教員の指示があるまで、勝手に外に飛び出さない。
- 廊下は窓ガラスが多いので、急いで窓から離れ近くの教室に入り机の下にもぐる。
- 階段にいる時は、急いで近くの教室に行き机の下にもぐる。
- エレベーターには絶対乗らないこと。

<キャンパス>

- 校舎の窓ガラスの破片などが落ちてくる危険性があるので、安全な広い場所へ避難する。
- ※大学構内の避難場所は、8・9 ページのとおりです。
(非常口及び非常階段は予め確認しておいてください)

災害伝言ダイヤル「171」

災害で電話がつながりにくい状態のときに利用できる伝言サービス。



マナーを守って快適な生活を送りましょう

<通学編>

- 車輛通学許可者以外の車輛通学はできません
- 構内車輛への乗り入れは禁止です。
- 大学周辺の道路での迷惑駐車は禁止です。
- 駐車場・周辺道路での危険な走行や騒音は禁止です。
- 時間に余裕を持って安全運転を心がけましょう。
- 求名駅から大学までの通学路にタバコ・ゴミ等を捨てたり放置するのはやめましょう。
- スクールバスはお互い譲り合って利用しましょう。

<学内編>

- 教室・事務所内での携帯電話の使用は禁止です。
- 教室内は飲食禁止です。
- 空き缶・ゴミ等は決められた場所に捨てましょう。
- タバコは喫煙場所で吸いましょう。P 35 参照 (館内は全て禁煙です)
- 歩きながらのくわえタバコ・吸殻のポイ捨ては禁止です。
- 構内でのスケートボード・ローラーボード等の使用は禁止です。

<学内ネットワーク編>

- A棟情報センター、学生ホール、図書館などの施設ではパソコンでネットワークが活用できます。
- 学内ネットワークで娯楽目的でのサイトの閲覧およびゲームは禁止されています。
- 学内ネットワークの利用は教育・研究を目的としています。したがって、アダルトサイト等の閲覧は禁止されていますので学内処分の対象となります
- 商業用音楽CD・DVD等を許可なしに複製し、複製した物を営利目的に頒布してはいけません。
- その他、学内ネットワーク利用ガイドを遵守すること。(情報倫理規定)

個人情報の保護について

本学は、個人情報保護法に基づき、個人情報を厳正に保護し管理しています。個人情報(住所や電話番号等)を、本人の承諾なしに、第三者に教えたり、特定の個人を被写体として撮影するといった行為については、個人情報保護法や肖像権の観点から認められません。又、インターネット上のブログやSNS等においても、自身の情報や他者の個人情報及び人権を守り正しく使用していく必要があります。

クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは？

法定書面(契約書・申込書)を受け取ってから定められた期間内に契約(申込)の撤回・解約・解除を知らせると無条件で契約(申込)が解除できる制度。

どんな場合にできるのか？

- 家庭訪問販売で契約した場合
- 路上で「アンケートに協力して」などと呼び止められて連れて行かれた営業所で契約した場合。(キャッチセールス)
- 「選ばれたので、話しを聞きにきて」などと、呼び出された営業所で契約した場合(アポイントメント商法)
- 会場に集められた人達に無料で日用品等を配り、興奮状態にして高額商品を売りつける催眠商法(SF商法)で契約した場合。
- 電話勧誘販売で契約した場合。
- マルチ商法の場合。

<クーリング・オフ制度一覧>

訪問販売	8日間以内
電話勧誘販売	8日間以内
マルチ商法	20日間以内

※キャッチセールス、アポイントメント商法、SF商法などを含む。

クーリング・オフの方法は？

- 簡易書留扱いのはがきか内容証明郵便でお願いします。
- 書面をクーリング・オフ期間に出しさえすれば、最終日の消印でも有効です。

クーリング・オフしたあとは

- 支払ったお金は、全て返金されます。
- 損害賠償や違約金を請求されることはありません。
- 商品を受け取っている場合、業者が引き取ります。

クーリング・オフできない場合

- 化粧品、健康食品などの消耗品を使用、消費した場合。
- 3,000円未満の商品等を購入し、その場で商品と引き換えに代金のすべてを支払った場合。
- 乗用自動車の場合。
- インターネット通販の場合。

未成年者が契約するとき

未成年者(20歳未満)が契約するときは、法定代理人の同意を得る必要があります。法定代理人は通常は両親です。法定代理人の同意を得ずに契約した場合、後で未成年者本人からでも法定代理人からでも、その契約を取り消すことができます。

クーリング・オフの通知文例

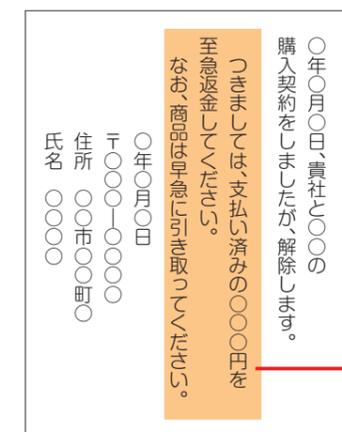
<官製はがきの場合>

簡易書留で出すこと。発信日の証明になります。
内容証明郵便による場合、発信日と内容の証明になります。

<おもて面>



<うら面>



代金を支払ったり、商品を受け取っている場合に書き加える

《相談窓口》 千葉県消費者センター
TEL.047-434-0999
月～金曜日/9:00～16:30
土曜日/9:00～16:00



■ 休学

休学について

病気やその他やむを得ない事情により、引き続き3ヶ月以上出席することのできない者は、その事由を証明する書類を添え、保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。(学則第10章37条より)

休学しようとする学生は、下記期間内に休学届けを学部事務室に提出してください。

休学期間は1年、または半期を原則としますが、特別の事情があるときは、引き続き次年度も休学することができます。ただし、休学期間の通年限度は2年とし、休学期間は在学年数に算入しません。

<休学願出期間および学費>

種類	休学願出期間	学費納入金額
通年	4月1日～4月30日	休学期間中の授業料及び施設設備費の半額免除
前期	4月1日～4月30日	
後期	10月1日～10月31日	

休学後の復学

復学対象者には、休学した年度の2月末頃に学部事務室より第一保証人あてに案内が郵送されます。

必要事項を記入捺印の上、学部事務室まで返送してください。

- 休学の理由が病気であった場合は医師の診断書を添付してください。
- 復学の学年は、休学を願い出た学年となります。

■ 退学

病気やその他やむを得ない事情により、退学しようとする者は、その事由を証明する書類を添え、保証人連署のうえ学長に退学願を提出して、許可を受けなければならない。(学則第10章40条より)

病気その他やむを得ない理由で退学する場合は、保証人と十分相談の上、以下の点に注意して学部事務室で手続きをしてください。

- 授業料納入期間内(前期4月末日まで・後期10月末日まで)に退学届けを提出したときは、その期の学費は必要としませんが、期間後は学費の納入が条件となります。
- 退学届け提出の際は、学生証を返却してください。

■ 除籍について

授業料及び施設設備費の納入を怠り、督促を受けてもなお納

めない者は除籍する。(学則第11章47条より)

■ 再入学

正当な事由で退学した者が当該学部に戻入学を希望したときは、選考により許可することがある。

この場合は、既修授業科目の全部又は一部について、再履修を命ずることがある。(学則第11章41条より)

★上記の学籍異動(休学・復学・退学・除籍・再入学)については、学部事務室にお問い合わせください。

■ 試験不正行為取締懲戒規定

学則その他、本学の定める諸規則を守らず、学生の本分に反する行為のあった者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。2懲戒は訓告・停学及び退学とする。(学則第15章68条より)

- 試験期間中にカンニングが発覚すると、年度における当該授業科目の単位認定を行わないこととなります。また譴責(注意)にとどまらず、学則により、停学となるケースも生じます。
- カンニングが発覚すると、直ちに構内に掲示され保護者に通知します。恥ずかしい思いをするのはあなただけではありません。

■ 人権侵害、セクシャル・ハラスメントについて

学生はその本分を自覚し、社会的な規則・マナーを遵守すること。他の人に対する暴力行為・セクシャルハラスメントなどは決して許されない行為である。またこれらの行為を目撃した際には速やかに学生部、学生課へ申し出ること。(学生通則第5条)

人権侵害

人権侵害とは個人が持ち合わせている人間としての権利を侵害することです。「人権」と一口にいても広範囲におよびます。本学では、他の学生や教職員の言葉や行動によって人間としての尊厳を傷つけられ、不快に感じたという相談を受けた場合には、人権侵害の一つと判断し即座に対応し、問題の解決を図ろうと考えています。具体的には、名誉や信用に関すること(一般的にいうと誹謗=悪口)、セクシャル・ハラスメント、いじめ等といったことが「侵害」の対象になると考えられます。これらに関するだけでなく、広く人権に関わる事で不快に感じる事があった場合には、学生部長もしくは学生課に迷わず相談してください。あなたが納得をする解決が得られる努力をいたします。もし、被害にあった場合には、その内容、日付、時間等を詳しく書きとめ、相談するときにそれを持ってきてください。



セクシャル・ハラスメント

セクシャル・ハラスメントとは「性的嫌がらせ」を意味します。相手方の意に反した、性的な言葉を投げかけたり、性的な態度をとったり、さらに直接的な性的行為を行い、それによって学業を行う上で一定の不利益や被害を与えたり、またそれを繰り返すことによって就学環境を害することなどが含まれます。あなたがこのような行為で不快に感じたり、断つたのに相手が聞き入れなかったりして、学生としての円滑な諸活動ができない、就職や身体安全に影響があるのではと思っているときは、助けを求めてください。セクシャル・ハラスメントを断るには、他人の意思ではなく、あなたがどう感じるかが大切です。

相談窓口

相談員のリストからあなたが相談しやすい相談員を選べます。

<手紙の宛先>

〒283-8555 千葉県東金市求名1番地
城西国際大学 SH相談窓口宛

大学構内喫煙場所

- 灰皿設置場所
- ① C1-104 教室前スペース
 - ② たぶテラス(第2食堂)南側スペース
 - ③ F棟3階テラス奥スペース
 - ④ H棟裏側出入口付近

ウイメンズ・スペース(本部棟4階)

月曜日	15:00～16:30
火曜日	11:10～12:40
水・木・金曜日	13:20～14:50

TEL.0475-53-2162 E-mail soudan@jiu.ac.jp

月・火・水・木・金 時間帯と担当者はウイメンズ・スペース入口に掲示しています。相談員の助言と救済では解決できない事態については、あなたの意向を尊重しながら、城西国際大学セクシャル・ハラスメント調査委員会に委ねます。委員会の調査の結果、セクシャル・ハラスメントと認定されると加害者は大学の規則により処分を受けます。

城西国際大学では、いかなる人権侵害、セクシャル・ハラスメントも黙認しません。

学則及び通則については学生便覧に学則・通則が其々掲載されています。一読のこと。

■ 喫煙マナーについて

本学は全館禁煙です。

喫煙場所は下図に示した場所のみです。歩きたばこや喫煙場所以外での喫煙は禁止です。自分の健康だけでなく、キャンパスで学ぶ他の学生の健康に配慮し、喫煙ルールを遵守してください。

